

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年5月17日(金)
- 2 場所 日野町役場 301・302会議室
- 3 議題 (1)(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書について
(2)(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 (1)市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員
(2)市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員、井上専門委員、山崎専門委員

5 議事概要

議題(1)

(事務局)

事業概要(資料1-1)について説明。

(事業者)

審査会意見、日野町長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料1-2から1-4)について説明。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆さまからご意見があればお願いします。

(委員)

15年くらい前に事業実施想定区域の周辺で調査をしたことがあるが、当時は日野町の鳥居平や桜谷の地域では、山の上から山の口までの一連で行う行事が多くあった。今回の事業は山の改変になるので、その実施に当たっては、町や県と協議していただきたいと思う。

また、最近は団塊の世代が祭祀を担うようになり、昔は5日やっていた祭りを1日にするなどの改変が多く見受けられるようになってきた。直接は関係ないのかもしれないが、今回の事業が祭りをやめるきっかけにならないよう気に留めていただければと思う。

(事業者)

地元へ入る中で、事業実施想定区域や近辺においてそのような祭りがあるといった話

は聞いていないが、事業計画の説明会の実施などの際に確認していきたい。

（委員）

以前は事業実施想定区域の周辺の新田という地域で火をたいたりされていたと思う。今はもうやっていないのかもしれないが、この区域が改変されるので場所を変えようかといった話にならないのか気になるところ。

（事業者）

区域内でそういうことは行われていないと思うが、周辺も含めて今後確認していきたい。

（委員）

国道沿いが滋賀県景観計画の沿道景観形成地区になっているということで、周りの道路、特に国道から見える景観に留意していただきたい。現地を見たところ、かなり高低差があり、平面計画上緑地が残っていることはもちろん大切だが、どれくらいの大きさの建物が建つのかということをおある程度想定した上で残す緑地を考えないと、景観を保護するための緑地という観点では十分役割を果たすことができないおそれがある。緑地を計画される際には、土地の高低差や見え方といったところも見込んでいただきたい。

また、すでに造成されていたところが、国道からかなり見えてしまっていたので、今後の造成に際しては、そういうところの影響を小さくできるよう配慮いただきたい。

（事業者）

すでに造成されているところが国道から見えずぎているなという印象は持っているので、景観の観点も含めて造成高については今後検討したい。

今回は造成工事なので、どういう工場・事業場が来るか想像することは難しいが、主に製造業や倉庫業が来るのかな、2階建てくらいかなというところで思っているので、沿道景観形成地区ということも踏まえて造成工事を実施するとともに、建物を建てられる側にも周知していきたいと考えている。

（委員）

資料1 - 4の4番目、森林政策課・森林保全課からの意見に対する答えとして、「開発を行う場合にあっても、森林の機能を阻害しないよう十分留意し計画します」とあるが、現地を見ると森林があり、それをなくしてしまうわけなので、開発を行う場合であっても機能を阻害しないようにすることは論理的に無理があるのではないかと。配慮書の88ページの森林水源地域の図があり、事業実施想定区域外の森林の広がりを見ると、この区域の森林がなくなっても地域全体に与える影響は小さいかもしれないと思うが、

そういう書きぶりが論理的ではないのか。

（事業者）

日野町の地域森林計画対象森林ということで、森林を守っていきましょうという意味の区域の森林であることから、単に許可を取ればよいということではなく、できる限り水源涵養や環境の保全に配慮して、いかに多く反映できるかということで、行政の意見をいただきながら事業を進めていきたいという思いで記載している。

（会長）

区域内の森林はほとんど切ってしまうわけで、切らないと事業ができないのでそれは必要だとは思いますが、ここの回答としては不適切と思う。大部分の森林を切ると、当然その機能を阻害することになるので、そこは正直に書いた上で、できることをするという回答になるのではないか。

（事業者）

回答の思いとしてはそういうこと。事業実施想定区域は約 70 ヘクタールであるが、既存の開発区域を除くと 60 ヘクタールくらいになる予定。その 40%くらいが工業用地として使うエリアであり、残りは法面であったり、河川断面や道路になる見込みである。工業用地の部分については、できるだけ造成後に植樹するなどの対応をしたいと考えている。

（委員）

本来は森林が果たしていた機能を代替できるように、という意見に対して、植樹などの代替措置を考えているということが環境配慮だと思うので、意見として申し上げた。

（会長）

他に意見がないようであれば、現地確認の際に配布された資料について説明をお願いする。

（事業者）

現地でも説明させていただいたが、猛禽類については、繁殖期を含む 2 シーズンとされているので、方法書作成にあたっての予備調査を実施しているところ。配布資料には、2 月から 4 月にかけての予備調査の結果をまとめており、現時点では事業実施想定区域において繁殖する猛禽類は確認されていないが、オオタカは周辺で繁殖に関する行動が見られている。その他の猛禽類も含め、今後調査を進めていく。

(会長)

今の説明について、質問等があればお願いします。

(会長)

特に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。審査会意見(案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局から審査会意見(案)(資料1-5)について説明。

(会長)

全般的事項の(4)がどういうことかわかりにくい。「計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価を行う」という部分を「方法書以降の」という文言にしたほうがよい。

(委員)

先の森林に関する議論を踏まえると、全般的事項の(2)の最後の「その機能を阻害しないよう配慮すること」という文言がこれでよいのか気になる。

(委員)

先の議論を踏まえ、また、ほかの項目の表現を鑑みると、「その機能を適切に評価し、本事業実施による環境影響を回避または低減するよう配慮すること」としてはどうか。

(会長)

細かいことだが、調査と予測はペアでとらえるものであるから、全般的事項の(3)は「本事業実施後の工作物の供用による影響評価に当たっては、調査・予測方法を検討すること。」としたほうがよい。

(委員)

個別的事項の(2)について、土地の改変という大きなことに対して、その焦点は濁水にしぼられてしまっている。もう少し大きな視野で水環境の質および量を見据えたものとして、前半の部分を「土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出等により水環境および水生生物等への影響が考えられることから、水環境の悪化による事業実施想定区域およびその下流地域の」という書き方にしてはどうか。

(委員)

先ほどの後半の部分についても「下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響ならび

に洪水リスクの変化について適切に調査、予測および評価を行い」とするとよいのではないか。

議題（２）

（事務局）

事業概要（資料２ - １）について説明。

（事業者）

審査会意見、長浜市長意見および滋賀県関係課意見に対する見解（資料２ - ２から２ - ４）について説明。

（会長）

ただいまの説明について、委員の皆さまから意見があればお願いします。

（委員）

資料２ - ２の７番目に対する回答として、「文献の内容を確認した上で、植生調査の際に食害状況等について記録する」とされていますが、具体的にどの場所で調査をされる予定か。対象地、周辺地ともに調査することで、対象地への鹿の影響がどの程度ありそうかを評価できると思うので、想定されている具体的な調査場所を示していただきたい。

（事業者）

ご指摘の趣旨を取り違えており、すぐに回答することが困難です。鹿の被害が周辺から対象地に広がる可能性も十分考えられ、周辺地も含めて調査することを検討してほしいという趣旨と理解しましたので、検討したい。

（委員）

鹿は当時と比べて増えていると思う。2014年の研究地点のうち対象地に近い何点かで調査を行うことができれば、鹿の広がり具合や周りからどれくらい鹿が入ってくるか客観的に評価できると考えられるので、検討をお願いします。

（会長）

資料２ - ３の６番目の意見について、２行目に「新たな事業が生じた場合に」とあり、これに対応した回答をされているが、この「新たな事業」は何だと考えているか。

（事業者）

周辺で同様の事業が計画されていたことから、累積的な影響を評価することについて意見をいただいたと認識している。当該事業は一時中断されたと聞いているが、再開される場合は、その影響も加味して評価したいと考えている。

(委員)

資料2 - 3の1番目の意見に対する回答で、不安を払拭できるようしっかり調査するとされているが、この回答では不安の払拭に至らないという印象を受ける。水質関係の部分については、沈砂池を作るから大丈夫、河川から離れているから影響がない、といったことが全体的に記載されているが、説得力に欠けると思う。長浜市長の意見で言われている、山肌からの土砂流出や濁水の発生など具体的な状況を踏まえると、例えば沈砂池だけでなく工事に伴う発生土や運搬の際などの非特定源の汚濁負荷をどう考え、その影響をどう低減していくのかといったことを具体的に示していかないと、不安は払拭されないと思う。工事車両の進入路に堆積した土砂が雨により河川に直接流れ込むことは想定されるので、降雨時の雨水の流路をあらかじめ確認するなど、沈砂池だけでなく様々な視点から調査を進めていただければと思う。

(事業者)

ご指摘の件の地元の不安については、事業者としても地元から話を伺っているところ。開発計画地の近くのスキー場からの濁水発生については、現状でも濁りが生じているということであり、地元の方の話を伺いながら、濁りが生じる時や場所などを調べていきたいと考えている。工事車両の進入路からの濁水がどの程度予想されるかということは即答できないが、工事計画が固まれば、施工業者と相談して濁水の発生防止について対応していきたい。

(専門委員)

3点質問させていただきます。まず1点目は猛禽類調査の工程について、2年目に繁殖が確認された場合、幼鳥の行動圏把握が翌年の1月までとされています。幼鳥の行動圏を正確に把握するためには、翌年の2月から3月頃まで調査することが必要であり、この工程では調査期間が短く十分な評価ができないと考えられる。

2点目は322ページの希少猛禽類調査の位置について、この調査位置はクマタカシフトであり、イヌワシの調査には不適切です。さらに繁殖期の11月から翌年5月頃までが一番重要な調査期間だが、調査地点は豪雪地帯であり、本当に調査ができるのか。調査ができず、不十分なデータで評価することは不適切なので、確実に調査ができ、正確な評価ができる見通しがあることを説明いただきたい。また調査地点からの視野範囲を示していただきたい。

(事業者)

1点目の調査期間のことについては、「猛禽類保護の進め方(環境省)」や「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」に掲載の表を参考とし、表では巣立ち後の幼鳥の行動が1月までとされていたことから調査期間を翌年1月までとした。

2点目の調査の実施のことについては、この地域に精通した熟練者に協力いただき、昨年11月から先行調査を実施しており、十分調査できると考えている。視野図については手元になくこの場でお示しできる用意がありません。

(専門委員)

表の見方を誤っている。これは繁殖した年だけの話であって、幼鳥の行動範囲はその後2月頃まで広がっていく。どんなアセスメント調査でも当たり前であり、そこは間違いであることを指摘する。

また、今年は非常に雪が少ない年でしたが、今後雪により調査ができないとなった場合、不十分なデータで予測・評価をすることがないようにしていただきたい。

続いて3点目の一番重要な質問。資料2-2の24番の意見にあるとおり、現に岩手でイヌワシの衝突事故が発生しているにも関わらず、「調査スペックが膨大になることから現実的には難しいことを理解いただきたい」という見解が示されていることは非常に問題です。水資源機構の丹生ダム建設所で膨大な調査が実施されていることを把握しながら、なぜ方法書を作成するまでにそのデータを得なかったのか疑問です。そのデータを確認すれば調査範囲の見通しも立つと思うが、それを「今から行う」というのは順序が逆である。滋賀県に4ペアしかない、うち1ペアが対象地域を行動圏としている、という既存調査もあるという状況の中、本来は既存資料を調べ、行動範囲を予測した上で方法書において具体的な調査方法を記載すべき。調査が膨大になるから行わないということは非常に大きな問題です。先ほど調査地点がクマタカシフトであると指摘したが、これでイヌワシを調査して確認できなかった、だから衝突事故は起きないだろうとなるのはおかしい。

(事業者)

事業者としてもイヌワシの既存資料は非常に重要と認識しており、県やダム事業者に資料を確認したい旨お願いしたが、希少種の情報ということで提示いただけなかったため、今後どのような方法で調べていくか検討しているところです。貴重な資料を確認することは有意義であるため、地元とも相談しながら調べていきたい。

(専門委員)

それでは「努めます」で終わりにになってしまう。過去のイヌワシの調査データが得られなければ、事業者自ら調査すべきです。これだけ大きな改変を行うのであればイヌワ

シを誘引する可能性は極めて高いと考えられるので、調査スペックが膨大になっても調査を行うべきである。

(会長)

イヌワシの調査結果を見ること、環境影響評価を行うために非公開を条件として確認することはできないのか。

(事務局)

過去に丹生ダム建設に当たり水資源機構が実施した調査資料なので、その公開については水資源機構の判断によりますが、イヌワシの生息地が一般に公開されると一般の方が立ち入り、イヌワシの繁殖が阻害される可能性があることから一般に確認できる資料とはなっていないと承知している。県としてもどういう対応が可能か考えていきたい。

(専門委員)

本事業でイヌワシを誘引することになると思うので、方法書の段階でしっかり考えないと後から取り返しのつかないことになる。厳格に考えていただきたい。

(専門委員)

猛禽類調査期間のイメージについて、パターン1では巣立ち後翌年の5月頃まで調査するとされているが、パターン2では巣立ち後12月頃までとなっており、違いがある理由は何か。

(専門委員)

当たり前のことを聞いているが、答えられないということであれば調査内容がまずいということで、方法書として不適當と思います。

(会長)

この場で答えられないということであれば、一旦置いて次の意見に進ませていただきます。

(専門委員)

資料2-2の21番目について、調査地点が離れていること、調査地点に偏りがあることから適切に猛禽類の調査をすることは難しいのではないかという指摘に対して、事業者見解として、調査に応じて調査地点を追加するという見解を示されています。これはどういう意味でしょうか。

(事業者)

方法書の調査地点は代表的な調査地点を設定したものであり、クマタカが確認できた場所については、その周囲において重点的に調査地点を増やしていくイメージです。視野が取れずにクマタカを確認できない地点については、定点を移動したり任意の踏査を行うなど、なるべく視野を多く確保できる調査体制としていきます。

(専門委員)

それは最初から方法書に記載すべき内容です。方法書に記載された調査地点では不十分ではないかという指摘に対して、不十分な地点設定だが今後追加するということは不適切で、最初からやるべきと思う。

(事業者)

そのあたりの記載は修正します。

(専門委員)

資料2 - 2の22番目の意見に対して調査地点を1か所追加するとされているが、春の渡りについても同じ地点で調査するというのか。また、T1、T4、追加1の距離で渡りをする鳥の種類・高度・数といったものを本当に調査できるのか。T5、T6、T7の距離では連携しながら調査できるかもしれないが、T1、T4、追加1、T2の設定で本当に把握できるか疑問です。

(事業者)

ご指摘を踏まえて検討します。

(委員)

調査地点について、この場では示すことができないが視野図はあるということだったが、視野が取れない場合は調査地点を変えますと回答されるなど、かなり混乱している印象を受けます。きちんと整理をお願いします。

資料2 - 3の1番目の意見に対して、健康への影響、生活環境への変化について必要な事後モニタリング調査を検討するとされているが、具体的に何をモニタリングする予定なのか。運用後という話になると騒音のモニタリングが考えられるが、騒音が一定レベル以上になっていることが確認された場合に考えられる措置はどのようなものか。

(事業者)

健康や生活環境に関する項目として、モニタリング地点等は検討が必要だが、騒音および先ほどから話に出ている濁水の2点を考えています。騒音に対する措置としては、

他事業の過去の事例では夜間に風車を止めることもされているので、そういった措置を視野に考えていく予定です。

(委員)

景観について、配慮書段階と比べて、風車の大型化に伴い範囲が広がり調査地点が増えていると思うが、長浜市の風致地区や景観計画で眺望上重要な地点を加えているという認識でよいか。また記載されたもの以外に可視領域にそういった地点は含まれないということか。

(事業者)

そのとおりです。

(委員)

資料2 - 3の2番目の事業者見解で「記載することを検討します」とあるが、これでは記載するのかわからないのかかわからない。

(事業者)

記載する予定です。

(会長)

同じく3番目に「不安を払拭するよう努めます」と記載されているが、具体的に何をするのか一言加えて記載いただくとよい。

(専門委員)

配慮書段階の知事意見に対する事業者見解で、尾根上の伐採を行うことによりイヌワシが誘引され、バードストライクの発生が懸念されることに対する影響予測をしっかりと行いなさいということに対して、事業者見解では「環境変化が行動様式を変化させる可能性が想定されることから環境変化後の影響、事業実施における行動圏に与える影響についても予測評価を行います」とされているが、具体的にどのような予測・評価を行うつもりか。先ほどから指摘しているとおり、方法書に記載された調査方法はクマタカシフトでありイヌワシの調査はできないと考えられ、どのようにイヌワシの調査をするのか方法を具体的に記載いただかないとその妥当性を判断できない。

(事業者)

回答できる内容まで至っていないため、改めて回答させていただく。

(会長)

本件は法アセス対象事業であり、法アセスにあわせた項目選定をされているが、滋賀県のアセス条例の項目である文化財や伝承文化に関する選定、非選定の扱いとその理由を示していただきたい。

(委員)

横に北国街道が通っていることから配慮書段階でしっかり調査してほしいと指摘したものであり、聞き取り調査や文献調査を実施していただきたい。重要な文化財が出てこなかったということだが、何が重要な文化財なのか、県や市の担当者からのヒアリングを行うほか、文献もたくさん出されているので、きちんと調べるなどしていただきたい。

(事業者)

準備書での対応になると思うが、どんな予測・評価ができるのかも含めて検討する。

(委員)

くどいようだが本日の整理として、濁水の影響は工事中の一時的な影響のみでなく、資材の搬入等の種々の要素があると認識の上、調査していただきたい。また次の準備書段階では、指摘に対して具体的なことを反映し、しっかり対応する事業者見解を示していただきたい。

(委員)

資料2 - 2の9番目について、方形区の取り方および位置情報の活用が重要だという意見であるが、これに対する見解として、参考にする、留意するという回答になっているので、次はやるのかやらないのか具体的に回答していただきたい。

(委員)

質問に対する回答はできるだけ具体的にしてください。先ほどの方形区のことであると、10m×10mでは小さすぎるという意見に対して、事業者側としては小さいと考えているのか大きいと考えているのかわからない。同じ資料の13番目でも、濁りに対して「春季調査を融雪時に実施します」というだけで、意見で指摘されている雨天時についてどう考えているのかわからないので、もう少し踏み込んで書いていただきたい。

(会長)

事後モニタリング調査をしますと書かれているところについても、アセス法でいうと

ころの事後調査なのか曖昧なので、もう少し丁寧に記載したほうがよい。

(事業者)

いただいた御意見を踏まえ、反映すべきところは反映し、対応すべきところにしっかり対応できるようにしたいと考えている。

(会長)

審査会意見について、事業者に見解を出していただく前に各委員に内容を事前に確認いただき、修正すべきところは修正してもらってから事業者さんに見解を記載していただいたほうが誤解がないので、よろしく願いしたい。

(事務局)

承知しました。

(会長)

本件については、この場で十分審査できなかった部分もあるので、第3回目の審査会を開催して審査することとしたいが、如何か。

(委員・専門委員)

了解。